

令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務仕様書

1 委託業務名

令和元年度四国のみちポータルサイト制作委託業務

2 目的

四国のみち（環境省ルート）のポータルサイトを製作し、外国人利用者等の利便性向上と利用者の拡大を目的とする。なお、外国人対応として、日本語のポータルサイトのほか、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）版も製作する。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年3月20日までを予定

※ポータルサイトの運用開始は令和2年3月31日を予定

4 業務内容 四国のみちポータルサイトを製作すること。主に次のとおり

番号	内容	備考
(1)	企画	本委託業務
(2)	画面構成、デザイン	本委託業務
(3)	トップページ制作（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）の5種類）	本委託業務
(4)	コース一覧作成（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）の5種類）	本委託業務
(5)	コース詳細テンプレート作成	本委託業務
(6)	コース詳細4コース（4県×1コース）	本委託業務
(7)	コースマップ作成4コース（4県×1コース）	本委託業務
(8)	コース情報入力 4コース（4県×1コース）	本委託業務
(9)	コース情報（上記（8））の多言語化対応 16コース（4コース×4言語）	本委託業務
(10)	本委託業務に係る日本語の文字数400文字×24枚を英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）に翻訳	本委託業務
(6-2)	コース詳細（残り119コース）	次回以降
(7-2)	コースマップ作成（残り119コース）	次回以降
(8-2)	コース情報入力（残り119コース）	次回以降
(9)	上記（8-2）の多言語化対応	次回以降
翻訳	次回以降、制作した文字数に応じて翻訳	次回以降

(参考) 本委託業務に係る日本語の文字数の内訳。

		文字数	備考
トップページ	トップ	400 文字×1 枚	
	四国のみちとは	400 文字×3 枚	
	徳島県トップ	400 文字×1 枚	
	香川県トップ	400 文字×1 枚	
	高知県トップ	400 文字×1 枚	
	愛媛県トップ	400 文字×1 枚	
サブページ	徳島県コース紹介	400 文字×2 枚	
	香川県コース紹介	400 文字×2 枚	
	高知県コース紹介	400 文字×2 枚	
	愛媛県コース紹介	400 文字×2 枚	
コース詳細 コース案内等	徳島県	400 文字×2 枚	1 コース分
	香川県	400 文字×2 枚	1 コース分
	高知県	400 文字×2 枚	1 コース分
	愛媛県	400 文字×2 枚	1 コース分
合計		400 文字×24 枚	

※発注時点での想定であり、実施時に文字数の変動等が生じた際は、発注者と受注者が変更契約の対象とするか協議を行う。

5 仕様等

(1) 四国のみちポータルサイトについて

ポータルサイトのイメージは、別紙「四国のみちポータルサイト イメージ図」参照のこと。なお、なお、業務実施にあたり、協議会の目的を達成するより良い構成があった場合、発注者と受注者が協議を行い、双方が納得を得れば変更可能とする。

(2) 他機関との調整について

発注者が指定するリンク先の管理者との協議、調整及びリンク設定作業を行うこと。なお、リンク先の設定は、四国4県の観光協会等のホームページを想定している。

リンク予定先

	日本語版	外国語版
香川県	うどん県旅ネット	VISIT KAGAWA
徳島県	阿波ナビ	DISCOVER TOKUSHIMA JAPAN
高知県	よさこいネット	VISIT KOUCHI JAPAN
愛媛県	いよ観ネット	VISIT EHIME JAPAN

(3) 追加について

本業務完了後にも、観光案内等が追加可能な仕様とすること。画像や動画等も定期的に更新が出来るようにすること。追加作業については、協議会会員もしくは管理委託業者のどちらかで更新可能とすること。

(4) 臨時対応

四国のみちの災害等による通行止め情報等も表記できるポータルサイトとすること。なお、臨時対応については、別途、管理委託業者で実施予定。

(5) 業務の引き継ぎについて

本委託業務に継続して、次回以降ポータルサイトの製作を予定しており、次回受注者と円滑に業務を引き継げるよう努めること。また、デザイン及びページ構成等についても同様に引き継ぐこと。

(6) サーバーについて

ポータルサイトのデータについては、本委託業務の受注者所有のサーバーもしくはレンタルサーバー等を予定している。サーバーの電気代、保守点検費用等の維持管理費等については、別途、管理委託業務で支払予定。

(7) ポータルサイトの運用について

①本委託業務以降、引き続きポータルサイトの製作を行っていく計画であるが、本委託業務で製作した分のみ先行して、令和2年3月31日公開を行うこと。

②ポータルサイトの公表に必要な費用も委託業務に含む。

(8) 対応機種について

本ポータルサイトは、スマートフォン各機種、タブレット端末対応、パソコン等で閲覧可能とすること。

(9) 文章及び翻訳について

ポータルサイトに記載する文章については、日本語で発注者が準備する。受注者は、英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）は受注者が実施すること。

(10) 画像及び動画について

ポータルサイトに掲載する写真及び動画については、発注者で準備する。受注者は、ポータルサイトへの掲載及び文言の表示を行うこと。

(11) デザイン企画について

受注者は、ポータルサイトのデザイン及び構成を企画し提案すること。採用するデザインについては協議会で協議して決定する。

(12) コース詳細について

コース詳細は、1コース毎に製作する。コース詳細のイメージは、別紙「コース詳細 イメージ」参照のこと。グーグルマイマップでコース紹介をすることとし、また、四国のみちの利用者がスマートフォン等のGPS機能と連動して自分の位置を確認しながら迷わず歩くことが出来るようにする。なお、業務実施にあたり、協議会の目的を達成するより良い仕様等があった場合、発注者と受注者が協議を行い、双方が納得を得れば変更可能とする。

(13) コース詳細 テンプレート作成について

コース詳細に必要なテンプレートを作成する。デザインについては受注者と発注者で協議して決定する。

なお、現在は、上部にコース名、中段に道の全体像（グーグルマップ）を表示し、下部にコースの紹介を行う文書と代表的な写真を貼りつけるイメージでいる。また、中段の全体図（グーグルマップ）を拡大すれば、より詳細なグーグルマップを表示する。

(14) コースマップ作成について

各コースのルート情報をグーグルマイマップに入力すること。コースマップ作成に使用する位置データについては、発注者・協議会関係者もしくは国のみちの管理者等が歩いて記録を取り、受注者に提供することを想定している。記録するデータ形式や、記録する機械については受注者が検討すること。発注者・協議会関係者のスマートフォン等を利用し、アプリ等でも正確に取れるものであれば問題ない。ただし、各県のコースを歩く人によってはスマートフォン等を持たないものがあるため、その際は貸出等を検討すること。アプリ等を利用する際、使用料等が有料であれば受注者が負担すること。

(15) コース情報入力について

コース情報入力では、各コースに設置している案内板、標識、観光案内等を想定している。それぞれの写真及び案内文章は発注者・協議会関係者で準備する。コース詳細上での表示方法や印については、受注者から発注者に提案を行うこと。

(16) コース情報 多言語化対応について

(15) コース情報入力したものを多言語化（英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字））に対応させること。

(17)その他

アナリティクス機能をもたせること。

6 打合せ

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、十分に監督員と打合せを行い、円滑に業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、打ち合わせた事項その他について、速やかに、確認事項、出席者名、内容等の詳細を示した記録簿を作成し、その都度、県に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、四国のみちポータルサイト製作運用協議会の会員である4県担当者に内容を確認しなければならない内容については、会議に出席し説明をしなければならない。なお、会議については契約期間中に、
(1) デザインや画面構成等の案説明、(2) ポータルサイトの試験調整等、の2回を想定している。機器の手配と運搬、印刷物の準備は受注者で実施すること。

7 成果品

- (1) 納品データ（コンテンツデータ）・・・納品場所：サーバー
- (2) ドキュメント（設計書等）・・・協議会に納品

8 その他

(1) 著作権

著作権の取扱いは、委託契約書の規定によるほか、次の各項目のとおり取り扱うものとする。

- ① 受託者は、成果品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果品のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、検査完了をもってすべて県に委託するものとする。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ② 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品にかかる著作権人格権を行使できないものとする。
- ③ 成果品の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

(2) その他事項

当該業務の目的を達成するために、当該仕様書に明示されていない事

項で必要な作業が判明したとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、変更契約等の対応を図るものとする。